

令和6年度 シガリズム創出データ活用推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 公益社団法人びわこビジターズビューロー会長（以下「会長」という。）が実施する令和6年度シガリズム創出データ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「県規則」という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 会長は、観光事業者等によるデータに基づいた取り組みの自走化を図るため、各種ビッグデータを取得・分析し、結果に基づいた事業展開を立案し、実施することの費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、滋賀県内において観光に関連する事業を行う企業又は団体とする。ただし、法人格の有無は問わないものとする。また、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する者（暴力団等）

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(5) 会長が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業および補助対象経費)

第4条 補助対象事業は、別記1に定める事業とする。

- 2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって別記1に定める経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるものについて、予算

の範囲内において交付するものとする。

- 3 デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和5年1月25日付府地創第414号、府地事第878号、4農振第2457号、国総政第31号、環循適発第2301251号、令和6年1月25日一部改正、府地創第336号、府地事第812号、5農振第2216号、20231215財地第1002号、国総政第37号、環循適発第2401251号）に基づく交付金等を活用して実施する事業は、直接交付、間接交付を問わず対象外とする。

- 4 補助対象経費には消費税および地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助率および補助金額）

第5条 補助率は2分の1以下とする。

- 2 補助金額は補助対象者1者あたり、250万円を上限とする。
- 3 補助金額は、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助の期間）

第6条 補助金の補助対象期間は、令和6年12月27日までに実施する事業とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）ならびに同様式で定める書類を添えて、事業に着手する前に会長に提出しなければならない。

- 2 交付申請書類の提出は令和6年12月6日までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 会長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助事業として適切と認めるときは第4条に規定する補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の交付の決定を行う。

（交付申請の取り下げ）

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更（中止）承認申請書（様式第4号）をあらかじめ会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 会長は、前項の変更等の承認にあたっては、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

（実績報告兼交付請求）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日、または令和 7 年 1 月 24 日のいずれか早い日までに、実績報告書兼補助金交付請求書（様式第 5 号）および同様式で定める書類を添えて会長に提出しなければならない。

（検査等）

第 12 条 会長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告もしくは必要書類の提出を求め、もしくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

（補助金の額の確定）

第 13 条 会長は、補助事業者から第 12 条の実績報告兼交付請求を受けた日から、14 日以内に補助金の額の確定を行う。

（補助金の経理）

第 14 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分制限）

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した取得価格または効用の増加価格が 5 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、会長が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、会長は、その収入の全部または一部を補助事業者に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（補助事業の公表）

第 16 条 会長は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

（その他）

第 17 条 この要綱および県規則に定めるもののほか、補助金の運用に必要な事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和 6 年 5 月 27 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

(別記1)

補助対象事業	会長が実施するシガリズム創出データ活用事業において、観光事業者等によるデータに基づいた取り組みの自走化を図るため、下記①～④までの事業のうち、次の要件を満たすもの ①各種ビッグデータの取得 ②各種ビッグデータの分析 ③上記の分析結果に基づく事業展開の検討 ④検討した事業の実施に関する費用 ・補助決定日から令和6年12月27日の期間に実施し、支払いまで完了した事業 ・②、③の実施は必須とする
補助対象経費	上記補助対象事業を実施するにあたり、データの取得や分析等にかかる委託等のうち、以下に該当する経費 ・外部委託費 ・専門家謝金 ・マーケティング調査費（ユーザーニーズ等に要する経費など） ・広報費 ・その他特に必要と認める経費
その他	・補助対象事業のうち④の事業にかかる費用は、補助対象経費の5分の1以内とする。